

◎新潟県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和7年2月7日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

監事	新潟市江南区茅野山2丁目6番22号	窪田	敏夫
	〃 久蔵興野36番地	弦巻	勝志
	新潟市中央区山二ツ4丁目13番16号	高橋	泰宏

就任年月日 令和7年1月11日

2 退任

監事	新潟市江南区小杉2丁目2番45号	中川	一広
	〃 酒屋町452番地乙	谷澤	康雄
	〃 笹山198番地	大沢	一衛

退任年月日 令和7年1月10日